



— 特集 —

塩尻の子育て支援

県内19市
初

— 第2子以降の保育料などの無償化 —

令和6年度から、第2子以降の保育料などの無償化や一時的(デイ)保育の利用クーポンの配付などを行っています。新たに始まった本市の子育て支援についてお伝えします。

問 保育課保育企画係 ☎ 0263②0844

本市の子育て支援は年々充実

近年、本市では子育て支援の充実に取り組んでいます。

令和元年7月には、地域全体で子どもたちを支援、育てていくための中核的施設として、北部子育て支援センターを併設した複合的施設「えんてらす」が開館

令和2年4月からは、増加傾向にある3歳未満児の保育ニーズに対応すべく、民間事業者による地域型保育施設の開設(現在5カ所)の支援など、受け皿の確保に取り組んできました。

令和5年1月からは、保育園において園児の使用済み紙おむつの処分を開始し、保護者の負担軽減を図りました。また、同年9月から開始した病後児保育事業では、これまで、松本市の病院内の保育施設をお願いをしてきた「病児保育事業」に加えて、市直営の「病後児保育事業」を創設。集団生活が心配な病気の回復期にある子どもを、専用の保育室で安全に預かることで、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援しています。

第2子以降の保育料などの無償化

本市では、市の独自施策として、多子世帯の経済的な負担軽減

6年度からの新たな支援



NEW 第2子以降の保育料などの無償化

保育園、認定こども園（保育園部分）、地域型保育施設	<ul style="list-style-type: none">■ 0～2歳児クラス 生計を一にする兄や姉がいる場合、保育料が無償になります。■ 3～5歳児クラス 生計を一にする兄や姉がいる場合、副食費（おかず、おやつ代）が無償（上限あり）になります。 ※年齢を問わず、無償化に伴う手続きはありません。■ 長時間保育料 生計を一にする兄や姉がいる場合、午前7時半～午後6時半は無償になります。午後6時半以降は、第2子は料金の半額（30分当たり月額350円）を負担し、第3子以降は無償になります。
幼稚園（認定こども園の幼稚園部分など）	<ul style="list-style-type: none">■ 副食費 生計を一にする兄や姉がいる場合、無償（上限あり）になります。 ※無償化に伴う手続きはありません。■ 満3歳児の預かり保育料 生計を一にする兄や姉がいて、保育の必要性の認定（確認）を受けている場合は、無償（上限あり）になります。 ※無償化に伴う手続きが必要です。詳細は在籍する施設や保育課にお問い合わせください。
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none">■ 保育料 生計を一にする兄や姉がいる場合、無償（上限あり）になります。 ※無償化に伴う手続きが必要です。詳細は在籍する施設や保育課にお問い合わせください。

※詳細は上のコード（市ホームページ）をご覧ください。

NEW 一時的（デイ）保育利用クーポンの配付

家庭で子どもを保育している世帯を応援するため、一時的（デイ）保育に利用できる**無料クーポン**を配付しています。

🔗 誰がもらえるの？

6年4月1日時点で3歳未満の子どものうち、保育園などに在籍していない子どもの保護者が対象です。

🔗 **どこで使えるの？** 日の出保育園、広丘野村保育園、吉田ひまわり保育園、ひかりテラス保育園、ぱぴいキッズ、塩尻みらい保育園ひろおかキッズ、郷原つつじ保育園、塩尻みらい保育園よしだキッズ、出張一時的（デイ）保育で利用できます。

🔗 どうやってもらえるの？

一時的（デイ）保育の利用を希望する施設で行う事前登録時に配付します。その際、母子健康手帳が必要になります。

🔗 クーポンの内容は？

子ども一人につき、1時間券×50枚（1セット）です。
※有効期限は7年3月31日です。
※手続きなどの詳細は各施設にお問い合わせください。

利用者 interview

デイ保育の利用、お薦めです

通院時などにデイ保育を利用し、一息つける自分の時間の大切さを感じています。クーポンが、デイ保育を利用したことがない人にも利用のきっかけになればいいですね。



千国 彩乃さん
さらちゃん
（高出四区）

減を図るため、令和6年度から、県内19市でも初の第2子以降の保育料などの無償化を開始しました。さらに、一時的（デイ）保育利用クーポンの配付、ファミリーサポート（詳細は4～5ページ）の拡充など子育て支援の充実が図られています。

3歳未満児の保育料について、これまで保育園などに子どもが2人以上入所している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償とされていました。また、2人以上入所していても、第2子と第3子の保育料の一部を市独自に減免していました。これらをさらに拡充し、本市では、保育園などの同時利用や子ども年齢にかかわらず、生計を一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子どもを第2子とし、第2子以降の子どもが無償化の対象、3歳以上児の副食費についても無償化（上限あり）の対象となります。（3歳以上児の保育料は令和元年10月から開始した幼児教育・保育無償化の対象）



▲一時的（デイ）保育
利用クーポン